

漁業補償

1 米軍演習に伴う漁業補償

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」（昭27(1952)年法第 243号）に基づき実施する米軍演習のため、漁船の操業を制限又は禁止されているゴルフ水域（長崎県五島列島北方沖）、フォックストロット水域（長崎県五島列島南方沖）及びリマ海域（高知県足摺岬沖）の関係漁業者に対し1952(昭27)年以降、又、本土復帰に伴う沖縄周辺の制限水域における関係漁業者に対し1973(昭48)年以降、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむった損失を補償する「漁業補償金」が支払われている。（以下本県漁業者関係水域の緯度、経度は、日本測地系による表示である。）

1) フォックストロット水域

(1) 区 域

下記4地点を順に結んだ線によって囲まれた区域

| | |
|------------|------------|
| 北緯31度47分 | 北緯32度20分 |
| 東経 128度46分 | 東経 129度10分 |

(2) 訓練の種類

各種艦砲の水平及び対空射撃訓練並びに航空機の空対空及び空対水射撃訓練

この訓練には、各種の海軍及び空軍訓練用兵器を使用し、最大射程は36,576mとし、射高は無制限とする。

(3) 訓練時間

毎日午前8時から午後5時まで

(4) 制限事項

本区域は、常時危険区域であり、船舶が本区域に立ち入る場合は、すべて自らの危険負担においてこれをなすべきである。使用期間中漁業を禁止する。

(5) 関係漁協

谷山漁協（昭和60年まで）、串木野市漁協（昭和52年まで）

2) ゴルフ水域

(1) 区 域

下記4地点を順に結んだ線によって囲まれた区域

| | | | |
|----------|------------|----------|------------|
| 北緯33度35分 | 東経 128度25分 | 北緯33度56分 | 東経 128度56分 |
| 北緯33度42分 | 東経 129度10分 | 北緯33度21分 | 東経 128度39分 |

(2) 訓練の種類

各種艦砲の水平及び対空射撃訓練

この訓練の最大射程は27,432mとし、最大射高は 6,096mとする。

(3) 訓練時間

連日昼夜を問わず行うことができる。

夜間（午後5時から翌朝午前8時まで）に射撃訓練を行う場合は予告される。

(4) 制限事項

本区域は、常時危険区域であり、船舶が本区域に立ち入る場合は、すべて自らの危険負担においてこれをなすべきである。漁業を禁止する。ただし、夜間訓練の予定がないときは、漁業は差し支えない。

(5) 関係漁協

谷山漁協（昭和60年まで）、串木野市漁協（昭和52年まで）

3) リマ水域

(1) 区 域

下記 8 地点を順に結んだ線によって囲まれた区域

| | | | |
|-------------|------------|----------|------------|
| 北緯32度01分30秒 | 東経 132度38分 | 北緯32度09分 | 東経 133度 |
| 北緯31度48分 | 東経 133度 | 北緯32度02分 | 東経 133度30分 |
| 北緯31度42分 | 東経 133度30分 | 北緯31度04分 | 東経 132度08分 |
| 北緯31度25分 | 東経 132度08分 | 北緯31度38分 | 東経 132度38分 |

(2) 訓練の種類

各種艦砲の水平及び対空射撃訓練並びに航空機の空対空及び空対水射撃訓練

この訓練には、各種の海軍及び空軍訓練用兵器を使用し、最大射程は36,576mとし、射高は無制限とする。

(3) 訓練時間

毎週月曜日から金曜日の間、午前 6 時から午後 6 時まで。ただし、予告して土曜日午前 6 時から午後 6 時までに射撃訓練を行うことがある。

(4) 制限事項

本区域は、常時危険区域であり、船舶が本区域に立ち入る場合は、すべて自らの危険負担においてこれをなすべきである。使用期間中漁業を禁止する。ただし、土曜日に訓練の予定がないときは、漁業は差し支えない。

(5) 関係漁協

枕崎市漁協，串木野市漁協

4) 沖縄周辺制限水域

(1) 沖大東島射爆撃場（南西諸島）

区 域

ア 北緯24度28分 東経 131度11分の地点を中心とする半径 3 マイルの円内区域

イ 北緯24度28分 東経 131度11分の地点を中心とする半径 5 マイルの円内区域

訓練の種類

艦砲射撃，艦対地射撃及び空対地射爆撃訓練

高度制限

無制限

制限事項

本区域は、使用期間中漁業及び立入りを禁止する。

関係漁協

阿久根市漁協，串木野市漁協，枕崎市漁協，かいいい漁協，指宿市岩本漁協，鹿児島市漁協，笠利町漁協，龍郷町漁協，名瀬漁協，大和村漁協，瀬戸内漁協，喜界島漁協，徳之島漁協，天城町漁協，伊仙町漁協，沖永良部島漁協，与論町漁協

(2) ホテル・ホテル訓練区域（南西諸島，沖縄島東方）

区 域

下記 4 地点を順に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯26度23分 東経 128度20分

イ 北緯27度06分 東経 129度10分

ウ 北緯27度06分 東経 131度00分

エ 北緯26度10分 東経 131度00分

訓練の種類

艦船及び航空機の普通火器を使用する海対空，海対海，空対空の射撃及び空対海の射撃訓練

訓練時間

毎日午前 6 時から午後 8 時まで（その他発表される他の時間を含む。）

高度制限

無制限

制限事項

本区域は、使用期間中漁業及び立入りを禁止する。

関係漁協

阿久根市漁協，串木野市漁協，枕崎市漁協，かいいい漁協，指宿市岩本漁協，鹿児島市漁協，笠利町漁協，龍郷町漁協，名瀬漁協，大和村漁協，瀬戸内漁協，喜界島漁協，徳之島漁協，天城町漁協，伊仙町漁協，沖永良部島漁協，与論町漁協

(3) マイク・マイク訓練区域（南西諸島，沖縄島東南東方）

区 域

下記7地点を順に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯25度41分 東経 128度52分 イ 北緯25度48分22秒 東経 129度02分26秒
ウ 北緯25度44分 東経 129度26分 エ 北緯25度44分 東経 130度11分
オ 北緯25度43分09秒 東経 130度36分 カ 北緯25度41分 東経 130度45分
キ 北緯24度53分 東経 130度04分

訓練の種類

艦船及び航空機の普通火器を使用する海対空，海対海，空対空の射撃及び空対海の射撃訓練

訓練時間

毎日午前6時から午後6時まで

高度制限

無制限

制限事項

本区域は、使用期間中漁業及び立入りを禁止する。

関係漁協

阿久根市漁協，串木野市漁協，枕崎市漁協，かいいい漁協，指宿市岩本漁協，鹿児島市漁協，笠利町漁協，龍郷町漁協，名瀬漁協，大和村漁協，瀬戸内漁協，喜界島漁協，徳之島漁協，天城町漁協，伊仙町漁協，沖永良部島漁協，与論町漁協

(4) インディア・インディア訓練区域（南西諸島，沖縄島東南東方）

区 域

下記6地点を順に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯24度23分 東経 130度48分 イ 北緯25度26分 東経 131度42分
ウ 北緯25度13分 東経 132度31分 エ 北緯24度00分 東経 133度00分
オ 北緯24度00分 東経 131度22分46秒 カ 北緯24度07分18秒 東経 131度10分33秒

訓練の種類

艦船及び航空機の普通火器を使用する海対空，海対海及び空対空の射撃訓練

訓練時間

毎日午前6時から午後6時まで

高度制限

無制限

制限事項

本区域は、使用期間中漁業及び立入りを禁止する。

関係漁協

阿久根市漁協，串木野市漁協，枕崎市漁協，かいいい漁協，指宿市岩本漁協，鹿児島市漁協，笠利町漁協，龍郷町漁協，名瀬漁協，大和村漁協，瀬戸内漁協，喜界島漁協，徳之島漁協

島漁協，天城町漁協，伊仙町漁協，沖永良部島漁協，与論町漁協

2 自衛隊演習に伴う漁業補償

「自衛隊法」(昭29(1954)年法第165号)第105条(訓練のための漁船の操業の制限又は禁止)に基づき，漁船の操業を制限又は禁止されている佐多対空射場(佐多町辺塚沖)の関係漁業者に対し1964(昭39)年以降，また，防衛施設庁訓令第3号及び第10号に基づき，漁船の操業を制限又は禁止されている鹿児島湾水中試験場(福山町若尊鼻沖)の関係漁業者に対し1967(昭42)年以降，当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむった損失を補償する「漁業補償金」が支払われている。(対象区域の緯度，経度は，日本測地系による表示である。)

1) 佐多対空射場

(1) 区 域

北緯31度06分20秒 東経 130度50分55秒の地点を中心とする半径12,000mの圏中，真方位 125度から 215度までの射界を形成する扇形区域内の海面

(2) 訓練の種類

対空射撃による空中機動標的に対する対空射撃

対舟艇対戦車誘導弾による海面上の移動標的に対する対舟艇射撃

(3) 訓練時間

事前に予告された期間の毎日午前6時から午後4時まで

(4) 制限事項

本区域は，使用期間中漁業及び立入りを禁止する。

(5) 関係漁協

指宿市漁協，佐多漁協，佐多岬漁協，船間漁協，岸良漁協，内之浦町漁協，高山町漁協，東串良漁協，志布志漁協，種子島漁協

2) 鹿児島湾水中試験

(1) 区 域

ア水域

下記4地点を順に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯31度41分16秒 東経 130度47分42秒

イ 北緯31度40分34秒 東経 130度48分41秒

ウ 北緯31度36分18秒 東経 130度44分34秒

エ 北緯31度37分34秒 東経 130度44分08秒

イ水域

北緯31度39分18秒，東経 130度46分30秒の地点を中心とする半径 600mの円周で囲まれる海面

ウ水域

下記6地点を順に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯31度40分56秒 東経 130度48分10秒

イ 北緯31度40分46秒 東経 130度48分25秒

ウ 北緯31度40分09秒 東経 130度48分17秒

エ 北緯31度38分49秒 東経 130度46分59秒

オ 北緯31度38分59秒 東経 130度46分45秒

カ 北緯31度40分20秒 東経 130度48分03秒

(2) 試験及び測定の項目

魚雷発射等試験

ア 魚雷発射試験

艦艇又は魚雷発射台から，標的に対し魚雷を発射し，魚雷の水中における運動状況を観

測所及び測定船の計器並びにイ水域の水中に設置した機器で計測する。試験に用いる魚雷の弾頭部には火薬類を内蔵しない。また、当該魚雷は試験終了後に揚収する。

イ 魚雷投下試験

ヘリコプタ - から投下した魚雷の着水時における衝撃の状況及び水中における運動状況を観測所及びイ水域の水中に設置した機器で計測する。試験に用いる魚雷の弾頭部には火薬類を内蔵しない。また、当該魚雷は試験終了後に揚収する。

水中航走体航走試験

艦艇から遠隔操縦で水中を無人で航走する航走体（機雷処分具等）の水中における運動状況を観測所及び測定船の計器並びにイ水域の水中に設置した機器で計測する。航走体には、火薬類を搭載しない。また、当該航走体は試験終了後に揚収する。

航走雑音等測定

ア 艦艇の航走時の雑音等をウ水域の水中に設置した機器及び測定船等の機器で測定する。

イ 艦艇の停泊時の雑音等を水中に吊り下げた機器で測定する。必要に応じウ水域を使用する。

ウ 艦艇のソ - ナ - 能力値を測定船の計器及びウ水域の水中に設置した機器で測定する。

(3) 制限期間

ア水域及びイ水域

1993(平5)年9月1日から2003(平15)年8月31日までの間は、年間120日以内とし、制限する日は、海上自衛隊佐世保地方総監から関係漁業者に通知する。

ウ水域

1993(平5)年9月1日から2003(平15)年8月31日までの間

(4) 制限事項

ア水域

日の出から日没までの間、すべての漁業の禁止

イ水域

一定期間の終日、すべての漁業の禁止

ウ水域

終日、測定機器等に損傷を与えるおそれのある漁業の禁止

(5) 関係漁協

谷山漁協，鹿児島市漁協，東桜島漁協，西桜島漁協，錦海漁協，錦江漁協，福山町漁協，牛根漁協，垂水市漁協，鹿屋市漁協

(6) その他

ウ水域内には、水中固定器材及びケ - ブルが敷設されており、次の4点には、水中固定器材敷設区域を示すブイを設置している。

北緯31度38分49秒 東経 130度46分59秒

北緯31度38分59秒 東経 130度46分45秒

北緯31度39分34秒 東経 130度47分18秒

北緯31度39分24秒 東経 130度47分32秒

自衛隊米軍演習使用水域

| No | 水域名 | 使用部隊 |
|----|----------------|------|
| 1 | 出砂島射爆撃場水域 | 空軍 |
| 2 | 鳥島射爆撃場水域 | 空軍 |
| 3 | 赤尾岬射爆撃場水域 | 海軍 |
| 4 | 黄尾岬射爆撃場水域 | 海軍 |
| 5 | ホテル, ホテル水域 | 海軍 |
| 6 | ホワイトビーチ地区水域 | 海軍 |
| 7 | 沖大東射爆撃場水域 | 海軍 |
| 8 | インディア, インディア水域 | 海軍 |
| 9 | マイク, マイク水域 | 海軍 |

